

雨季迫る

今年の梅雨について、気象台の長期予報によれば、五月中旬の入梅から梅雨あけまでの三カ月間について、「梅雨は陽性型で、中休みのち、後半には局部的にとどつと降る豪雨に警戒すること」と発表されている。毎年、この時期には年中行事のように大災害に見舞われる本県では、県、各地区の水防管理団体、県警察、陸上自衛隊、その他関係機関が、早くから緊密な連繫をとりながら、それぞれ水防、災害救助態勢をたて、いる。そこでこのうちから、県、県警察、および陸上自衛隊の態勢について御紹介しよう。

(カット写真は昨年七、二六災害の際、河内芳野村にて写す)

度の水防態勢について説明しましょう。

水防情報のしゅう集は

気象予報は熊本地方気象台長が発令するもので、その種類は「気象注意報」と「気象警報」との二種にわかれます。気象注意報は異常な気象によつて思わぬ災害を受ける慮れがある場合に、一般にそれを予報して注意を喚起させるもので、例えば風雨注意報、強風注意報、大雨注意報等です。「気象警報」は非常に大きな災害が起る慮れのある場合に、一般にそれを警告して警戒を促すもので、例えば暴風警報、大雨警報、暴風雨高潮警報等です。

熊本県

充実した水防倉庫

各県事務所に水防区本部

特殊な気象条件

熊本県は古くは大正三年、昭和二年の潮害の惨状近くは昭和二十四年の県南部、二十六年の天草郡方面の被害、二十八年及び三十二年の本県未曾有の洪水禍等、常に高潮と洪水の脅威に曝されてい

る状態です。

本県東部の県境は例年台風の進路に当り、又、雨季には梅雨前線が停滞するのが常であるという特殊な気象条件下にあり、然も延長八二〇キロに及ぶ海岸線と、阿蘇の火山灰により構成されている特殊な地帯を擁している為に、水防の使命も

次に、水防情報ほどの様にして集めて

いるかといえますと、熊本気象台長から気象予報の通知がありますと、水防本部はこの情報を、各県事務所内に設けられた「水防区本部」を通じて各指定「水防管理団体」又は「町村」及び「水位・雨量・汐位の各観測人」へ通知します。又、この逆コースで水防本部へ水防のい

ろんな情報が送られます。特に量水標の水位観測人は、水防本部から要求があつたり、又は決められた通報すべき水位に達しましたら、一時間毎に所轄水防区本部へ報告し、又必要ある

場合には隣接の水防区本部へ通知して、河水が警戒水位に達する時刻の判断資料とするなど、事前の警戒措置をこのほかにも色々とつております。

通信網も完備

この様にして水防本部は、雨量、水位汐位の通報を受けたら情勢判断の上(後に述べる)必要な事項を関係各方面に通知します。通信方法としては、公衆非常電話、警察電話・電信、鉄道電話、九電専用電話或は水防本部の短波無線(昭和三十三年度に短波無線機、固定一〇w一合移動パトロールカー五w二台を新設し三十三年度に固定一〇w(本渡)移動一〇w(玉名)移動五w(松橋)に計三台増設予定)県警察、測候所、放送局、国鉄、電々公社等の超短波非常無線(移動パトロールカーを含む)により連絡することが出来ます。

水防活動開始!!

水防管理団体は、気象台の気象注意報や気象警報を、ラジオ其の他一般通信及び水防本部、水防区本部より連絡を受けますが、気象注意報を受けた場合や洪水のおそれのある場合は、第一段階として計画した人員を召集して堤防等の監視と警戒配置につき、更に増水して警戒水位に達したときは第二段階として計画した人員を配置につけると共に器具資材を整

★ 昨年7月・天水村にて



備し出動準備を整えます。更に増水して危険に類した場合は「出動水防信号」によつて全員出動して水防活動を行い、早期に手当をします。

この早期に手当を施す為には附近に在る県又は水防管理団体の水防倉庫に備えてある資材を使用しますが、その水防倉庫を充実するために、年々水防倉庫の増設を行っています。昭和三十三年度には十棟増設、又三十三年度にも十棟増設の予定です。現在県内必要箇所一二六棟の水防倉庫があり、それに応急工用の備蓄資材として、蝸木、掛矢、鉤、鋤鎌、スコップ、棍棒、モッコ、ランプ、旗、提灯、空俵、縄、丸柱、葦、ツルハシ、ペンチ、斧、ハンマ、サイレンなど、いつでも活用出来る様備えています。

水防活動のいろいろ

危険箇所を発見したら、直ちに県事務所内の水防区本部に連絡すると共に、水防団長の指揮により、水防倉庫の器具資材で毎年各水防区本部及び水防管理団体で練習し熟練しておられる各種水防応急工法をするわけです。例えば溢水を防止する時よく用ひます「積土俵」とか、激流の為堤防に崩壊を生ずるとき水の流を緩和して崩壊の拡大を防止する時用ひます「木流し」又は「竹流し」とか、水が堤防に当り堤防が洗掘を生じるときは川表に葦を張る「葦張り」とか川裏に

水防の責任を明確に

水防の責任と居住者等の義務については水防法第三条第十七条により次の通り水防上の責任を果さなければならぬとしてあります。先づ県の責任としては、県内における水防管理団体が行う水防が充分に行われる様に指導と水防能力の確保につとめるとなっており、水防管理団体(市町村長がその水防管理団体の長となる)の責任として、水害予防組合はその

杭木を打ち込みこれを竹欄にて編んでその内部に土俵を詰めて適当な高さ迄築き上げる「築廻し」などです。又、堤防に亀裂を生じたときには「折返し工法」又は「五徳縫い工法」があり、堤防漏水が生じた時には「月の輪工法」等があります。このような水防工法をその状態に応じて用い、附近の水防倉庫の資材で不足する場合は水防計画で調べてある商店から購入して使用する様に万全を期しています。又欠壊が大規模な場合は、附近の水防管理団体又は自衛隊の応援を求め、被害を最小限度に喰止める様に努めます。

なお危険が増してきたら第三信号で居住者も出動して作業に当り第四信号では居住者を待避させる事になっていきます。

この信号は水防計画にきめてあり、鐘やサイレンにより一般市町村民の皆さまに周知させる事になっていきます。なお危険が去つた時は口頭伝達によつて周知させることになっていきます。